

緑が丘自治会

帰省者の駐車について

緑が丘に車で帰省される方々に、以下のとおり自治会管理地を駐車場所として開放いたします。

○駐車場所

- ゲートボール場
- お祭り広場

※消防会館とひだまりの駐車場所については使用しないでください。

○駐車可能期間

期間に制限はありません。

○注意点

- ①駐車場所における事故及び損害、及び満車になった場合については、緑が丘自治会は一切責任を負いません。各人の自己管理でよろしくお願いします。
- ②駐車する際には、各自で以下の内容を記載した用紙（A4～B5 程度の大きさ）をフロントガラスの内側に置おいて駐車してください。

- 名 前（車の所有者）
- 連絡先（電話又は携帯番号）
- 訪問先（お名前・番地）
- 駐車期間

なお、上記の明示が無い場合は、注意貼紙を置かせていただきます。